

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第57回

中国への進出(その4)－独資会社

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

近年の中国における外商投資企業に対する規制緩和などにより、中国に進出する日本企業が増加している。前回までに紹介したとおり、外国企業が中国において設立することができる企業形態には様々なものがあるが、今回は外国企業にとって、近年、最も重要性が認められる拠点形態である独資会社の概要を検討したい。

一 独資会社とは

Q1: 日本企業A社は、中国において会社を設立することを計画していますが、外国企業が中国において会社を設立する場合の最近の傾向としては、独資会社を設立することが多いと聞きました。そこで、A社は、独資会社の設立を検討しているのですが、独資会社とはどのような会社か、その概要を教えてください。

A1: 独資会社は、中国国内において設立される全部の資本を外国投資者が出資する会社をいいます。

独資会社は、法人格を有し、原則として有限責任会社ですので、出資者は、その出資額を限度として独資会社の債務について責任を負います。また、出資者は、現金で出資するだけでなく、日本における現物出資と同様、機械などの物、特許などにより出資することもできます。

また、業種によっては、合弁会社や合作会社による設立は可能であるが、独資会社の設立が認められないものがあります。

独資会社とは、中国国内において設立される全部の資本を外国投資者が出資する企業をいう(中華人民共和国外資企業法(以下「独資企業法」という)第2条)。ここでい

う外国投資者は単独であっても複数であってもよい。例えば、2社以上の外国企業が出資する場合であっても、中国企業が出資していない場合には、外国企業が100パーセント出資していることになることから、当該会社は独資会社となる。

独資会社は、法人格を有しており(独資企業法第8条)、原則として有限責任会社である(中華人民共和国外資企業法実施細則(以下「独資企業法実施細則」という)第18条)。従って、独資会社は、出資者とは別個の独立した権利義務の帰属主体である。また、独資会社が、出資者の出資する金額以上の債務を負ったとしても、出資者は、その債務を弁済する責任を負わない(独資企業法実施細則第18条)。但し、独資会社は、許可を受けた上で、無限責任形態を採用することができる(同条)。

また、独資会社の出資方法は、現金だけではなく、機械等の現物、特許や著作権等の工業所有権等によることができる(独資企業法実施細則第25条、第26条、第27条)。

独資会社は100パーセント外国資本の企業であるため、政策上、中国の産業を保護するために、その設立が認められず、中国企業との合弁によらなければならない業種も数多く存在する。詳細は、外商投資産業指導目録の「外商投資を奨励する産業の目録」、「外商投資を制限する産業の目録」、「外商投資を禁止する産業の目録」、外商投資産業指導目録の添付文書などに規定されているが、例えば、自動車やオートバイの車両全体の製造や生命保険会社は、外資比率が50パーセントを超えてはならないし、また、証券会社は、外資比率が3分の1を超えてはならない。その他、定期・不定期国際海上輸送、電信会社などの業種が規制されており、さらに、郵便会社や義務教育機関、電力網の建設・運営などは、合弁会社や独資会社などの外商投資企業の設立自体が認められていない。

これに対して、上記のような制限のない業種は、一般に独資会社を設立することが認められている。例えば、自動車・オートバイ主要部品の製造、デジタルテレビ等の製造、ソフトウェア製品の開発・生産、半導体・部品専用材料の開発・生産、CD-R等の書き込み可能光ディスクの生産、高級紙の生産、一定の原料薬、輸入が必要である化学原料薬の生産、非金属製品の金型の設計・製造などである。

また、近年の中国のWTO加盟に伴う市場開放の流れの中で、独資会社の設立が認められる業種が増加している。特にその流れの中で、昨年、100パーセント外資企業による小売業・卸売業への参入が原則的に解禁された。独資企業の小売業・卸売業参入については、次回詳述する予定である。

二 独資会社のメリット及びデメリット

Q2: 日本企業A社は、中国において会社を設立することを計画していますが、長年取引関係にある中国企業B社との間で合弁会社を設立するか、それとも単独で独資会社を設立するか検討しています。そこで、独資会社のメリット及びデメリットを教えてください。

A2: 独資会社の形態を採用した場合には、A社は、現地企業の協力を得ることができないため、現地企業の人的・物的資源を活用できないというデメリットや、現地社会の反発が合弁会社を設立する場合に比較して大きいというデメリットがあります。

これに対し、独資会社を設立する場合のメリットとしては、A社が単独で経営についての意思決定を行うことができ、利益を独占できるという点や、A社のノウハウなどが流出する可能性が少ないという点があります。

独資会社のメリット及びデメリットは、概ね合弁会社を設立することのメリット及びデメリットと裏返しの関係にある。合弁会社については、前回検討したので、今回は、独資会社を設立することのメリット及びデメリットをまとめておく。

1 メリット

- ・ 共同出資者である中国企業が存在しないので、会社運営に関して単独で意思決定することができ、トラブルになることが比較的少ない。
- ・ 増資、撤退を含めた意思決定を迅速に行うことができる。
- ・ 利益を独占することができる。
- ・ 企業秘密が流出する危険が比較的少ないため、最新技術・ノウハウを投入できる。

2 デメリット

- ・ 設立・運営に当たって中国企業の協力を得ることができず、現地政府機関などとの交渉に困難がある場合がある。
- ・ 現地の中国人や従業員との摩擦が比較的大きい。
- ・ 土地使用权、工場建設など初期投資が高額になる。

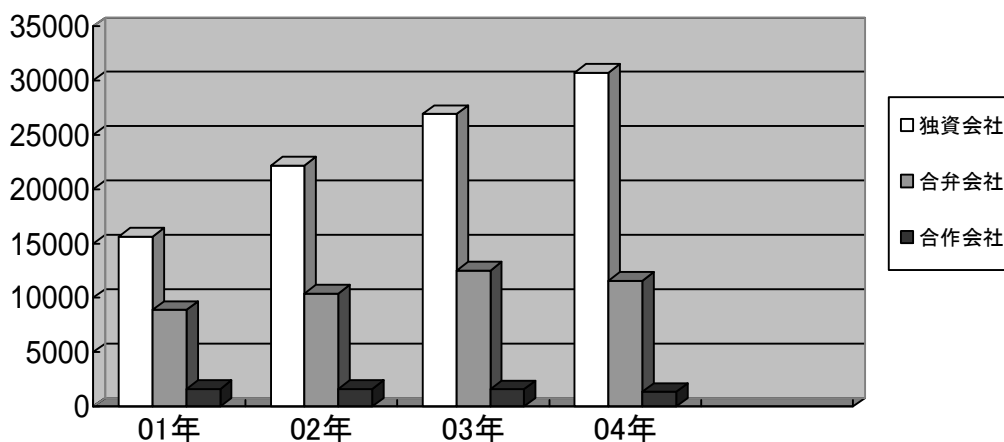
3 最近の傾向

上記のメリットは外国企業にとって重要であり、かつ、近年の中国のWTO加盟に伴う市場開放の流れの中で、独資会社が営むことができる業種が増えていることから、独資会社を選択する外国企業が増加している。

以下のグラフのとおり、設立件数を比較すると、2001年の独資会社の設立件数は、合弁会社及び合作会社の合計設立件数の約1.5倍であったが、2002年には約1.8倍、2003年には約2倍、2004年には約2.4倍となった(中国商務部外資司発表)。

なお、2005年1月から3月までの独資会社の設立件数は6924件であり、同時期の合弁会社及び合作会社の設立件数である2369件の約3倍である。2005年1月から3月までの外商投資会社設立件数の中における独資会社設立の比率は、2004年より更に高くなっている。

昨年、独資会社による小売業・卸売業への参入が原則的に解禁されたことにより、これからさらに独資会社を設立する比率が増加するものと予想される。



(単位:設立件数)

三 独資会社の組織

1 独資会社の董事会及び経営管理機構

Q3-1: 日本企業A社は、中国において独資会社を設立することを決定しました。そこで、設立の準備を始めましたが、中国の独資会社について定めた法律には、董事会や経営管理機構についての規定がありません。独資会社には、董事会や経営管理機

構を設ける必要はないのでしょうか。

A3-1:確かに、独資会社について定めた法規には、董事会や経営管理機構について合弁会社の場合のように明確な規定は存在しませんが、一般的には、定款において董事会及び経営管理機構の権限を比較的詳細に規定することが多いといえます。

独資会社について定めた法規には、董事会や経営管理機構について合弁会社の場合のように明確な規定は存在しない。これは、独資会社が単独の出資者で設立されることが多く、出資者相互間の利益調整をする必要性が比較的少ないことや、独資会社は外国企業が100パーセント出資して設立する会社であるので、中国企業を保護する必要がないことなどが理由であると考えます。

しかし、独資会社も中国法上の会社の一種である以上、特別の規定がなければ中国の会社法の規定を適用すると一般的に解されている。実際にも、例えば、2社以上の外国企業が共同で独資会社を設立する場合には、出資者の利益を代表する者が一定のルールで独資会社の経営や日常業務の意思を決定しなければならないため、董事会や経営管理機構を設置する必要性が高い。また、外国企業が単独で独資会社を設立する場合であっても、独資会社内の意思を統一したり、日常の業務を担当する総経理等の権限を明確にする必要から、一般的には、独資会社の定款においても、合弁会社に関する董事会及び経営管理機構の規定を参考に、董事会及び経営管理機構の権限を比較的詳細に規定することが多いといえよう。

董事会及び経営管理機構の詳細は、合弁会社に関してすでに検討したので、前回の「中国への進出(その3)♣合弁会社」をご参照いただきたい。

2 独資会社の董事会において決定すべき事項

Q3-2:日本企業A社は、現在、中国において独資会社を設立する準備を行っています。A社が、合弁会社に関して定めた法規を参照したところ、(目)合弁会社の定款の修正、(用)合弁会社の中途終了、解散、(火)合弁会社の登録資本の増加、減少、(水)合弁会社の合併、分割などの決定については、董事会の全会一致が必要である旨が記載されていましたが、独資会社については、独資企業法及び独資企業法実施細則には特に規定がないようです。A社は、上記事項について、董事会の全会一致が必要では、迅速な意思決定ができないと考えていますので、上記の事項を董事会の3分の2の決

議で決定することができる旨を定款に定めたいと考えていますが、可能かどうか教えてください。

A3-2:(旧)から(水)の内、合弁会社の登録資本の減少は、法令上、董事会の全会一致が要求されていますが、それ以外の事項については、董事会の3分の2の決議で決定することができる旨を定款に定めることができます。

独資会社の資本減少については、董事会の全会一致が必要である旨の通知が存在するため、董事会の3分の2の決議で決定することができる旨を定款に規定することはできず、仮に規定したとしても当該規定部分は無効となると考える(外商投資企業の投資総額及び登録資本の調整に関連する規定及び手続に関する通知)。

これに対して、三の1において前述したとおり、独資会社について規定した法規には、董事会や経営管理機構について合弁会社の場合のように明確な規定は存在しないため、独資会社については、合弁会社などと比べて董事会や経営管理機構に関して、出資者が柔軟に決めることができると考えられる。そして、独資会社の資本減少以外の項目については、特に董事会の全会一致を要求するような規定がないことから、独資会社の定款において、董事会の3分の2の決議で決定することができる旨を定めることができると考える。